

令和3年度定期監査実施計画

1 趣旨

この計画は、監査基準及び監査実施要綱に基づき実施する定期監査に関し、必要な事項について定める計画です。

2 実施方針

- (1) 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的かつ合理的に行われているとともに、組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査を実施します。
- (2) 県が行う建設工事、建設工事・維持管理に係る業務及び用地補償については「工事等監査実施要領」に基づき監査を実施します。
- (3) 監査の実施にあたっては、これまでに蓄積された情報を活用し、効果的、計画的に実施します。
また、令和3年1月から3月までの間において、令和3年度定期監査の一環として期中における監査を実施します。
- (4) 対象機関におけるリスクの識別等内部統制の整備・運用の状況、事業点検、公共事業評価、過年度の定期監査、包括外部監査等の結果に十分留意します。
- (5) 事務事業の改善に結びつく「検討事項」の掘り起しに努めるとともに、適正な事業執行等に資する「意見」を積極的に付します。
- (6) 事務事業の法規性、正確性の確保を図るため、必要と認める場合に「まちがえやすい事例集」をより活用しやすいように工夫し、更新・発信します。
- (7) 「指摘事項」「指導事項」等の記述にあたっては、県民に分かりやすいよう工夫するとともに、その内容や機関名を公表します。
- (8) 監査の実効性を確保するため、監査に対する措置状況等の報告を求め、その内容を公表します。
また、是正・改善等が確実に図られるよう継続的にフォローアップしていきます。

3 監査対象年度

令和2年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象とします。

4 監査実施期間

令和3年1月から11月までの間に実施します。

監査対象機関ごとの監査実施日等は、別途通知します。

5 監査の実施

(1) 監査に当たり、事前に監査調書等の提出を求めます。

監査は、原則として事務局職員による事務調査を実施後、監査委員が実地又は書面により行います。

なお、事務局職員による事務調査を書面により行う機関があります。書面による事務調査の対象機関は、令和3年3月末までに通知します。

(2) 監査委員の監査や事務局職員による事務調査については、新型コロナウイルス感染症等の状況に配慮し、書面に切り替えるなど柔軟に対応します。

6 監査対象機関

全機関を対象として実施しますが、監査委員による実地、書面別の監査対象機関数は次のとおりです。

なお、事務調査で不適正事例が発見された場合は、監査委員による実地監査を追加して行う場合があります。

区 分	本 庁			現 地			合 計		
	実 地	書 面	計	実 地	書 面	計	実 地	書 面	計
普 通 会 計	85	1	86	69	184	253	154	185	339
公 営 企 業 会 計	2		2	2	6	8	4	6	10
合 計	87	1	88	71	190	261	158	191	349

7 重点監査事項

定期監査をより効果的に実施するため、次の事項の監査を実施します。

(1) 使用していないパーソナルコンピュータの所有及び廃棄状況について

財産管理者は、パーソナルコンピュータを適切に管理すること、情報システム機器の廃棄時等におけるセキュリティの確保に万全を期すこととされているため、現在使用していないパーソナルコンピュータの所有状況を把握するとともに、廃棄に係る事務処理が適切に行われているか検証することを目的に「令和3年度重点監査(テーマ別監査)実施要領」により監査を実施します。

(2) ドローンの活用状況について

工事等監査対象機関において、ドローンを各種調査、工事現場状況の空撮等に活用し、情報の収集や広報等を行っています。また、ICT(情報通信技術)の更なる活用により、業務の効率化、省力化を図ることが求められています。

このため、対象機関におけるドローンの活用状況を把握するとともに、今後の活用における課題等について検証することを目的に「令和3年度重点監査(テーマ別監査)実施要領(工事等監査)」により監査を実施します。

8 監査結果の公表

令和3年11月に監査結果及び重点監査事項に関する報告を取りまとめ、必要により県の組織及び運営の合理化に資するため意見を付して、議会、知事及びその他関係委員会に提出するとともに、その内容及び機関名を県報に登載して公表します。